

岩手大学地域社会教育推進室規則

令和2年9月24日 制 定

令和7年3月26日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「学則」という。）第7条の2の規定に基づき、岩手大学地域社会教育推進室（以下「本室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本室は、岩手大学（以下「本学」という。）の社会貢献目標に基づき、本学の教育研究の成果の社会的な還元を基本に、地域社会の文化の向上と国際社会の発展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 本室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 地域社会における高等教育の享受のための機会の拡大、生涯学習に資する機会及び学術情報の提供に関すること。
 - 二 その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- 2 本室の業務を行う際には、他部局と連携・協力を図るものとする。
- 3 第1項第1号の生涯学習に資する機会のうちリカレント教育推進に係る事項を審議するため、本室にリカレント教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。
- 4 推進委員会に関する事項は、別に定める。

(職員)

第4条 本室に、学則第14条の3の規定に基づき室長を置く。

- 2 前項に定めるほか、次に掲げる職員を置くことができる。
- 一 副室長
 - 二 専任教員
 - 三 特任教員、特任研究員、特任専門職員（以下「特任教員等」という。）
 - 四 兼務教員
 - 五 その他の職員（以下「本室職員」という。）

(室長)

第5条 室長は、本室の業務及び運営を統括する。

- 2 室長は、生涯学習を担当する理事又は副学長をもって充てる。

(副室長)

第6条 副室長は、室長の職を補佐する。

- 2 副室長は、本学の専任教員のうちから、当該教員の所属する学部等の長の同意を得て、室長が推薦し、学長が任命する。
- 3 副室長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該副室長を推薦した室長の任期を超えないものとする。

(専任教員)

第7条 専任教員は、本室の業務を処理する。

(特任教員等)

第8条 特任教員等は、本室の業務を処理する。

- 2 特任教員等は、室長が候補者を推薦し、学長が任命する。

(兼務教員)

第9条 兼務教員は、室長、副室長、専任教員及び特任教員等と協力して本室の業務を処理するとともに所属部局との連絡調整に当たるものとする。

- 2 兼務教員は、岩手大学の専任教員のうちから当該教員の所属する学部等の長の同意を得て室長が推薦し、学長が任命する。
- 3 兼務教員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(本室職員)

第10条 本室職員は、本室の業務に従事する。

(庶務)

第11条 本室の庶務は、関係部局等の協力を得て、地域協創教育課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、本室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに採用された「岩手大学教員の任期に関する規則第2条」が適用される教員については、当該教員の任期が終了するまでの間、本規則第4条第2項第1号に定める職員とし、本規則第3条に定める業務については、施行日の前日までの「岩手大学三陸復興・地域創生推進機構規則第3条及び第12条」を適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。